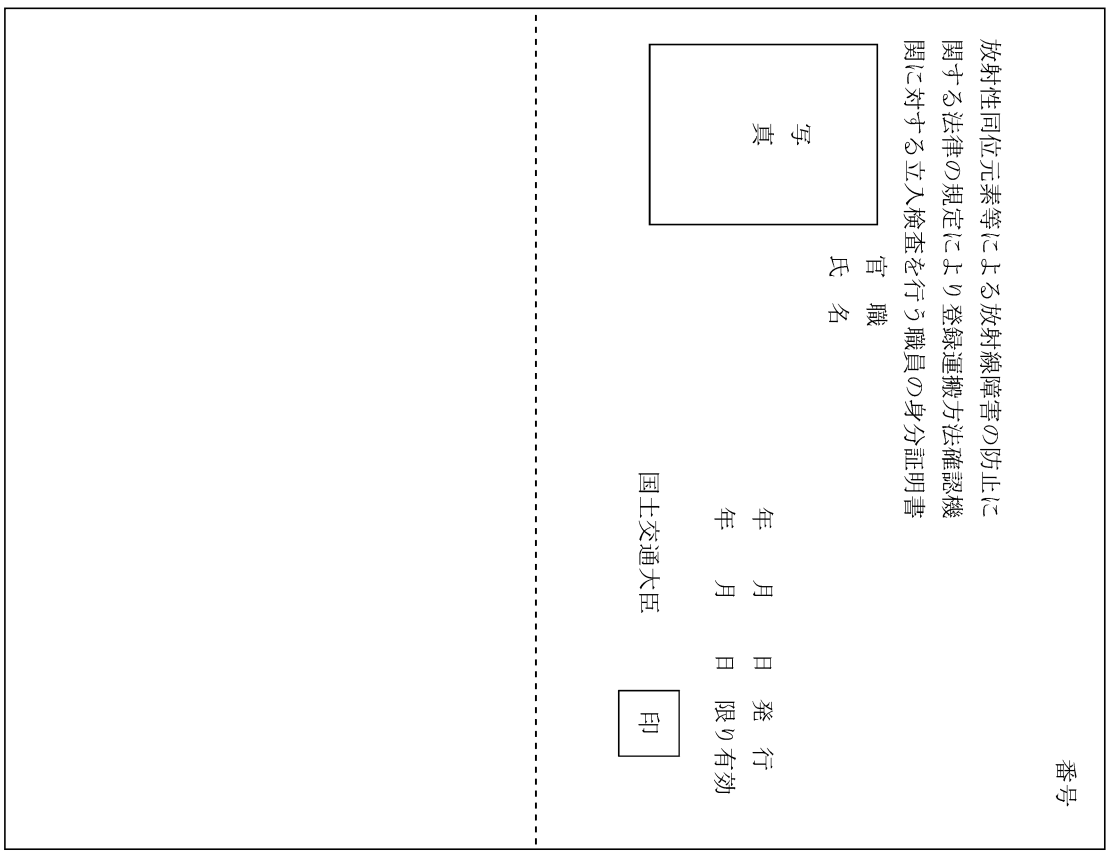
（放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令）

第四条　放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

別記様式㈡を次のように改める。

（表）



別記様式㈢中「登録埋設確認機関」の下に「、登録濃度確認機関」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、第一条の規定による改正後の自動車事故報告規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染された物については、当該運搬が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に生じた事態に関する応急の措置及び届出については、第二条の規定による改正後の放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

国土交通省組織規則等の一部を改正する省令

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の表中平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画の作成及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表中平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

附則第四条の表中平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表中平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画の作成及び調整その他当該計画の推進に関する事務